

岐阜市住民基本台帳事務 特定個人情報保護評価の再実施 に対するパブリックコメントの結果について

1. 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、自治体が保有する特定個人情報（住所、氏名、生年月日等に加え、マイナンバーを含む個人情報）の保護や漏えい等のリスクを軽減する市の対策について適切な措置を講ずるため、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価書を策定・公表することが義務付けられています。

今回、令和8年1月からの基幹業務システムの標準化に係るガバメントクラウドの利用に伴い、特定個人情報保護評価書に重要な変更を加えますので、パブリックコメントと個人情報保護審議会の第三者点検を経て、特定個人情報保護評価を再実施しましたので、以下のとおり公表します。

2. いただいたご意見について

- ・パブリックコメントの意見提出：0通（令和6年12月2日～12月27日実施）
- ・個人情報保護審議会の答申：原案のとおり認める

3. 公表資料

- ・岐阜市住民基本台帳事務 特定個人情報保護評価の再実施＜概要版＞
- ・岐阜市住民基本台帳事務 特定個人情報保護評価書

4. 公表場所

市民課、情報公開室、各コミュニティセンター、市民活動交流センター（ぎふメディアコスモス内）で閲覧できるほか、岐阜市公式ホームページでもご覧いただけます。

5. 公表期間

令和7年4月1日（火）～令和7年6月30日（月）

6. お問い合わせ先

岐阜市市民生活部市民課

（〒500-8701 司町40番地1本庁舎2階・☎058-214-2854 Fax058-263-7869

Eメール shimin@city.gifu.gifu.jp）